

(別紙)

福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）

原規監発第 1404118 号	
平成 26 年 4 月 11 日	
一部改正	平成 27 年 4 月 15 日
一部改正	平成 27 年 5 月 7 日
一部改正	平成 28 年 2 月 1 日
一部改正	令和元年 8 月 16 日

(通則)

第1条 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）のうち原子力規制委員会所管事業に係るもの（平成 26 年 2 月 28 日付け福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 11 の 1 に規定する基金に交付するものを除く。）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、平成 26 年 2 月 28 日付け福島再生加速化交付金制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、実施要綱第 4 の 2 に規定する地域（以下「対象地域」という。）において、実施要綱第 4 の 3 に規定する帰還環境整備事業計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）に基づく実施要綱第 5 に規定する帰還環境整備事業等を実施することを目的とする。

(交付先)

第3条 交付金は、福島県若しくは対象地域の市町村又はそれらを構成団体とする地方公共団体の組合（以下「交付申請者」という。）の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付対象事業は、実施要綱第 5 の 1 に規定する基幹事業のうち、別表 1 (3) 健康管理・健康不安対策 放射線測定装置・機器等整備支援事業（以下「本支援事業」という。）であるリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の設置・運用事業並びに実施要綱第 5 の 2 に規定する効果促進事業等とする。

(交付額)

第5条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 8 により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第 7 により交付申請者に通知された

交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

- 2 交付対象事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された金額とする。

交付額=①+②

①：交付対象基幹事業の交付額

実施要綱第5の1（3）に規定する基幹事業の交付額

②：交付対象効果促進事業等の交付額

帰還環境整備事業計画様式1－4に記載した効果促進事業等の交付対象事業費の総額に8／10を乗じて得られる額

なお、実施要綱第5の1（3）に規定する「基幹事業の交付対象事業費（a）」、「基本国費率（b）」及び「福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者（民間事業者等）が負担する額（c）」は、次のとおりとする。

（a）：第4条に規定する交付対象事業のうち、本支援事業であるリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の設置・運用事業に係る経費

（b）：10／10

（c）：本支援事業は全額を国費で賄うことから、該当する経費は発生しない

（交付申請）

第6条 交付を受けようとする交付申請者は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式1）に必要な書類を添付して内閣総理大臣を経由し、提出するものとする。

- 2 交付申請者は、交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第7条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付決定通知書（別記様式2）に記載し、内閣総理大臣を経由して、交付申請者に通知する。
- 3 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付決定前の事業着手)

第8条 前条第1項による交付の決定前に、実施要綱第11の4による交付決定前の着手の承認を通知する様式は、交付決定前着手承認通知書（別記様式3）によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、内閣総理大臣を経由し、大臣に申請取下書（別記様式4）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付対象事業の変更)

第10条 交付金事業者が、交付対象事業の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣を経由し、大臣に内容変更承認申請書（別記様式5）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付対象事業の目的を変更しない軽微な変更で、その変更が目的の達成をより効率的にする場合であり、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。
3 大臣は、第1項の承認をしたときは、速やかにその内容を交付決定変更通知書（別記様式6）に記載し、内閣総理大臣を経由して、交付金事業者に通知する。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第11条 交付金事業者は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく大臣に事業中止（廃止）承認申請書（別記様式7）を、内閣総理大臣を経由して提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 交付金事業者は、交付対象事業が帰還環境整備事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を、内閣総理大臣を経由して提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 交付金事業者は、遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、内閣総理大臣を経由し、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第14条 大臣は、交付金事業等が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、交付金事業者に対し、これらに従つて当該

交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は交付金事業者が前項の命令に違反したときは、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 交付金事業者は、交付対象事業が完了した日（第11条により交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（別記様式9）を提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に国の会計年度終了に伴う実績報告書（別記様式10）を提出しなければならない。
- 3 交付金事業者は、前二項で定める実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金額の確定等)

第16条 大臣は、前条第1項による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付対象の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に交付額確定通知書（別記様式11）を、内閣総理大臣を経由して通知するものとする。

- 2 大臣は、交付金の交付の申請時において交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、交付金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(交付金の返還)

第17条 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該交付金事業者にその超える額の返還を命ずることとする。

- 2 交付金事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 交付金事業者は、交付対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式12）により内閣総理大臣を経由して、速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は

一部の返還を、内閣総理大臣を経由して命ずる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 大臣は、第11条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 交付金事業者が、交付金の交付決定の内容、これに附した条件若しくはその他法令又はこれに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付金事業者が、交付金を第2条の目的以外の用途に使用した場合。
 - 三 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 大臣は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合には、期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 大臣は、第1項第1号及び第2号に該当することにより同項の規定による取消しをし、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年利10.95パーセントの割合で加算した加算金を徴するものとする。

(交付対象事業の検査等)

- 第20条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付金事業者に対して報告をさせ、又は原子力規制委員会職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の管理等)

- 第21条 交付金事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第22条 財産取得等のうち、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付金事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(交付金の支払)

第23条 交付金は第16条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、交付金支払請求書（別記様式第13）を大臣に提出しなければならない。

(交付金の経理)

第24条 交付金事業者は、交付対象事業の経費についての収支簿を備え、その他の事業の経理と明確に区分し、交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 交付金事業者は、前項に規定する収入額及び支出額について、その収入及び支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに交付対象事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項がある場合は別途、運用細目で定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

(別記様式1 交付申請書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金交付申請書

福島再生加速化交付金交付要綱(原子力規制委員会)第6条第1項の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額 円

注) 帰還環境整備事業計画の写しを添付すること。

(別記様式2 交付決定通知書)

番号
令和 年月日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

環境大臣 名印

福島再生加速化交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金について、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付金の交付の対象となる事業は、申請のあった福島再生加速化交付金に係る事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 3 交付金の確定額は、実際に交付金事業に要した経費のうち交付金交付の対象となる経費額と交付金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 4 交付金事業は、交付金の交付を受けた会計年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 5 交付金事業者は、交付要綱に従わなければならない。
- 6 その他

(別記様式3 交付決定前着手承認通知書)

番号
令和 年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

環境大臣 名印

福島再生加速化交付金交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金について、交付金交付決定前に事業着手することを承認したので通知する。

(別記様式4 申請取下書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金について、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第9条第1項の規定により下記のとおり申請を取り下げる。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式5 内容変更承認申請書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金について、内容を変更したいので、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第10条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 交付決定額 円

2 変更後の額 円

3 変更増減額 円

4 変更の内容

5 変更の事由

6 変更が交付対象事業に及ぼす影響及び効果

注) 交付決定通知書の写しを添付すること

(別記様式6 交付決定変更通知書)

番号
令和 年月日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

環境大臣 名印

福島再生加速化交付金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金について、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第10条第3項の規定により、（申請のとおり／下記の条件を付して）承認する。

記

1. 交付決定額等

(1) 交付決定額 円

(2) 変更後の額 円

(3) 変更増減額 △ 円

2. 上記1. の事項以外については、当初交付決定通知書に記載のとおりとする。

(注) 条件を附さない場合と、条件を附して承認する場合とで、かっこ書き内のいづれかによること。

(別記様式7 事業中止(廃止)承認申請書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金について、交付金事業を中止(廃止)したいので、福島再生加速化交付金交付要綱(原子力規制委員会)第11条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 交付決定額 円

2 中止(廃止)の事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金について、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第12条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 事業名

2 事業概要

3 事業着手年月日

令和 年 月 日

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

※事業遅延の理由及び進捗状況については、別紙（任意様式）を作成し添付すること。

(別記様式9 実績報告書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金について、事業が完了したので、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第15条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位：円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

2 交付金事業において取得・製造した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	単価	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所(住所)	備考

※交付金事業において取得・製造した資産について、交付金事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。

※福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第22条第1項の財産処分

の制限に該当するものは備考欄に「*」を付すこと。

※記載に当たっては本交付金事業において取得・製造した資産全てについて年度に区分し記載すること。

3 交付金事業において効用の増加がなされた資産

(単位 : 円)

財産の名 称	仕様	単 価	数量	効用の 増加年 月日	財産の額		設置場所 (住所)	備考
					増加前	増加後		

※福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第22条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、交付金事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本交付金事業において取得・製造した資産については備考欄に「*」を付すこと。

※記載に当たっては本交付金事業において効用の増加がなされた資産全てについて年度に区分し記載すること。

(別記様式10 国の会計年度終了に伴う実績報告書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

国の会計年度終了に伴う令和 年度福島再生加速化交付金実績報告書

令和 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった福島再生加速化交付金について、国の会計年度内に交付金事業が完了していないため、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）第15条第2項の規定により、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告する。

記

1. 交付金事業の年度末実績額

円

2. 交付金事業の実施状況

※繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う交付金事業に関する計画を含む。

(別記様式11 交付額確定通知書)

番号
令和 年月日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

環境大臣 名印

福島再生加速化交付金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化
交付金に係る交付額について、福島再生加速化交付金交付要綱（原子力規制委員会）
第16条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式12 消費税等仕入控除税額確定報告書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

福島再生加速化交付金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付 号をもって交付決定された福島再生加速化交付金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、福島再生加速化交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 交付金額（交付要綱第16条による額の確定額）

 円

2. 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額

 円

3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額

 円

4. 交付金返還相当額（3－2）

 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

(別記様式13 福島再生加速化交付金支払請求書)

番号
令和 年月日

環境大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

令和 年 月 日付け第 号によって交付決定のあった福島再生加速化交付金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、福島再生加速化交付金交付要綱第23条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 金 円也
2 その請求額の内訳

(精算払の場合)

(円)

交付決定した 交付金の額	確定額①	概算払受領額②	差引請求額 ① - ②

(概算払の場合)

(円)

交付決定した 交付金の額①	請求額②	支出済交付金額③	残額 ①-②-③